

## 船橋市建設工事等一般競争入札に係る入札参加資格要件設定基準 及び指名競争入札に係る指名業者選定基準の運用基準

市が発注する建設工事等の指名競争入札に係る指名業者の選定にあたっては、「船橋市建設工事等一般競争入札に係る入札参加資格要件設定基準及び指名競争入札に係る指名業者選定基準」に基づき実施しているが、よりの確な指名業者の選定を行うため、今後は、「船橋市建設工事等一般競争入札に係る入札参加資格要件設定基準及び指名競争入札に係る指名業者選定基準」及びこの運用基準により行うものとする。

### 1 第2条（建設工事における等級別発注基準）関係

第2項の定めにより、当該建設工事の基準等級に対応する発注金額を超える建設工事について直近下位の等級の者を指名する場合は、指名業者の概ね半数以上は第1項の表に対応する基準等級の者とする。ただし、指名する者が僅少である等により、これによることが困難である場合を除くものとする。

### 2 第4条（指名業者選定）関係

第2項に定める勘案事項については、別表に掲げる基準に基づき行うものとする。

#### 附 則

この基準は、平成10年10月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

#### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

#### 附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

#### 附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

#### 附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

#### 附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

#### 附 則

この基準は、平成25年4月15日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成26年2月7日から施行する。
- 2 この基準は、平成26年2月17日以降に指名業者の選定を行う工事に適用し、同日前に指名をした入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う建設工事等に適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う建設工事等に適用する。

## 別表

勘案事項	基 準
(1) 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中であること。</li> <li>2 市発注の建設工事等に係る契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 契約に基づく建設工事等の関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと、又は、契約書に基づく届出事項に虚偽の記載がある等契約の履行が不誠実であると認められること。</li> <li>イ 建設工事に関して、一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</li> </ol> </li> <li>3 警察当局から、市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</li> </ol>
(2) 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、会社更生法又は民事再生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は指名しないこと。ただし、裁判所からの更生手続又は再生手続の開始決定がされた場合等は、その後の経営状況を総合的に考慮するものとする。</p>
(3) 工事成績・業務成績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市発注建設工事等の成績等が優良であるかどうかを総合的に考慮すること。</li> <li>2 表彰を受けている等、市発注建設工事等の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</li> </ol>
(4) 当該建設工事等に対する地理的条件	<p>当該地域での履行実績等から見て、当該地域における建設工事等の履行特性に精通し、種別及び規模等に応じて当該建設工事等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか総合的に考慮すること。</p>
(5) 手持ち建設工事等の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設工事等の手持ちの状況から見て、当該建設工事等を履行する能力があるか総合的に考慮すること。</li> <li>2 当該年度の指名及び受注状況を考慮し、指名が特定の有資格者に偏らないように配慮すること。</li> </ol>

<p>(6) 当該建設工事等についての技術的適正</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に考慮すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該建設工事等と同種若しくは類似の建設工事等について相当の履行実績があること。</li> <li>2 当該建設工事等の履行に必要な履行管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の履行実績があること。</li> <li>3 当該建設工事等の作業条件が、地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等特殊な場合にあつては、当該建設工事等と同等と認められる作業条件下での履行実績があること。</li> <li>4 発注予定建設工事等の種別に応じ、当該建設工事等を履行するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</li> </ol>
<p>(7) 安全管理の状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市発注建設工事等について安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合があつて、明らかに契約の相手方として不適當であると認められるときは指名しないこと。</li> <li>2 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に考慮すること。</li> </ol>
<p>(8) 労働福祉の状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃金不払に関して労働基準監督署等からの指導を受けている等、当該状況が継続している場合であつて、明らかに契約の相手方として不適當であると認められるときは、指名しないこと。</li> <li>2 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</li> </ol>